

2026 年度（令和 8 年度）

保育園のしおり

（重要事項説明書）

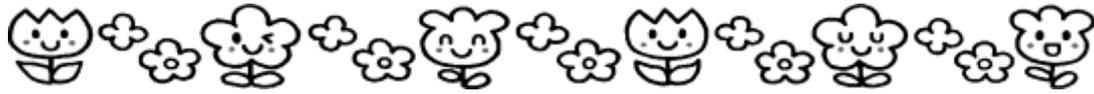


社会福祉法人 城東福祉会
今福青い鳥保育園

〒536-0004 大阪市城東区今福西1-6-30

TEL 06-6936-2500

FAX 06-6936-2502



新入園児の保護者の皆様、ご入園おめでとうございます。

今福青い鳥保育園では、職員一同力を合わせて、子ども達の保育にあたっていきます。ご協力の程よろしく申し上げます。

保育園の役割

当法人城東福祉会は、戦後廃墟の中から、昭和28年無認可共同保育所今福保育園として出発し、昭和32年4月働く婦人の支援と子ども達の発達を保障する児童福祉施設として、地域住民と各種団体の力強い協力によって認可施設として設立されました。その設立の主旨にそって、0歳児保育・障害児保育・長時間延長保育・一時的保育事業・子育て支援センター事業を行い、平成21年鶴見区に鶴見はとぽっぽ保育園を設立、地域の子育て要求に応じてきました。これらの活動を通じて大阪市からの要請を受け、蒲生4丁目近くに今福青い鳥保育園を平成28年2月に開設しました。

法人理事会、職員、保護者が協力して、子ども達の健やかな成長を保障する為、努力しています

- <保育目標>
1. 健康な身体づくり
 2. 自分の思っていることが言え、人の話の聞ける子ども
 3. 意欲的に遊べる子ども
 4. 友だちや仲間を大切にできる子ども
 5. 身のまわりのことを自分でしようとする子ども

上記の保育目標実現のために、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、心をあわせて努力しています。



今福青い鳥保育園 園長 池田 郁子

施設・設備について

園舎・・・鉄筋コンクリート4階建て

保育室	0才児	1才児	2才児	3才児	4才児	5才児
室数	1	1	1	1	1	1

・調理室、事務室、医務室等 各1室 ・屋上園庭 ・隣接グラウンド

利用施設について



認可定員	(0才児) 9人 (1才児) 15人 (2才児) 18人 (3才児) 20人 (4才児) 20人 (5才児) 20人
利用定員	乳児 (0才児～2才児) 39人 幼児 (3才児～5才児) 51人
開設年月日	平成28年2月1日
事業者番号	2710051005355
ホームページ アドレス	https://www.ans.co.jp/u/joutoufukushikai/aoitori/index.html

職員の職種、職務について

当園では、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」の定める基準を遵守し、園長、主任保育士、保育士、栄養士、調理師等を適正に配置しています。

1. 園長 1名 園長は園務をつかさどり、所属職員を監督する。
2. 主任保育士 1名 園長を助け、園務の一部を整理し、保育内容の精査、指導及び園の保育全体をみていく。
3. 保育士 16名 保育の立案、実施、記録及び家庭連絡を行う。
4. 栄養士 1名 栄養士は、園児の給食、おやつ等の献立の作成及び栄養計算を行う。
5. 調理師 1名 調理士は、献立に従い給食、おやつを調理する。
6. その他の職員 10名未満



特別支援教育・障がい児保育の取り組み状況

地域社会の中で、障がいのある子ども、ない子どもが共に育ち合うことを基本的な考え方として障がい児保育を行っています。

嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。



(1) 小児科

医療機関の名称	ヘルスコープおおさか病院
医師名	稲田 菜穂子
所在地	大阪市鶴見区鶴見 3-6-22
電話番号	06-6914-1100

(2) 歯科

医療機関の名称	ヘルプコープおおさか 3丁目歯科
医師名	辻 善典
所在地	大阪市城東区蒲生 3-15-12
電話番号	06-6936-8241

緊急時の対応

- ・お子さまに発熱や体調急変の事態が起きた場合は、お迎えをお願いします。
基本電話は職場におかけします。(お仕事がお休みの時は、担任へ事前に必ずお伝え下さい。)
- ・感染症、伝染病にかかった場合は、健康手帳の治癒証明欄に証明印をもらって下さい。
- ・治癒証明の必要な病気は別紙「健康のしおり」に詳しく載っていますのでご覧下さい。
- ・内服薬、その他お薬の取り扱いについては「健康のしおり」をご覧ください。

要望・苦情等に関する相談窓口

- ・当保育園では、要望・苦情に係る窓口を以下の通り設置しています
- ・当園は、園で働く職員が中心となって、保護者及び地域の皆様と良好な信頼関係を築き共に協力して園児たちの健やかな成長を育てていく場所です。職員一人一人が穏やかな状態で保育に専念できること、保護者や地域の方と気持ちのよいコミュニケーションを取っていくことが園児たちの最善の利益に繋がるものと考えております。
そんな中、近年カスタマー・ハラスメントが保育所等でも社会問題になっている事例が報告されています。正当なご意見は、業務の改善や新たな取り組みに繋がるものである為不当に制限されてはなりません。こういった状況に鑑み、明らかにカスタマー・ハラスメントと判断される言動が認められた場合は、弁護士等外部機関にも相談し、協力を仰ぎながら対処することといたしますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

ご利用相談窓口	・窓口担当者 池田 郁子 十河小百合 ・ご利用時間 8:30~16:30 ・電話番号 06-6936-2500 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出下さい		
第三者委員	近藤 遼	私立保育園連盟会長	06-6761-1171

- ・当園では、上記の他ご意見箱を設置しています。
- ・当園では、保育カウンセラーを設置しています(池田・十河)

虐待防止のための設置に関する事項

・職員による園児への虐待防止の為、以下の措置を講じています。

- (1) 年に4回職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成・運用

非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応します																				
防災設備	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">・自動火災報知機</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">有</td> <td style="width: 50%;">・誘導灯</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">有</td> </tr> <tr> <td>・ガスもれ報知機</td> <td style="text-align: center;">有</td> <td>・非常警報装置</td> <td style="text-align: center;">有</td> </tr> <tr> <td>・非常用電源</td> <td style="text-align: center;">無</td> <td>・スプリンクラー</td> <td style="text-align: center;">無</td> </tr> <tr> <td>・防災カーテン</td> <td style="text-align: center;">有</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・その他建具等の防災処理</td> <td style="text-align: center;">有</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	・自動火災報知機	有	・誘導灯	有	・ガスもれ報知機	有	・非常警報装置	有	・非常用電源	無	・スプリンクラー	無	・防災カーテン	有			・その他建具等の防災処理	有		
・自動火災報知機	有	・誘導灯	有																		
・ガスもれ報知機	有	・非常警報装置	有																		
・非常用電源	無	・スプリンクラー	無																		
・防災カーテン	有																				
・その他建具等の防災処理	有																				
避難・消火・通報 (訓練)	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。 消防署立会での通報訓練を年1回以上実施します。																				



台風等災害時の対応

(台風)

★AM7:00の時点で、暴風警報・暴風雪警報が大阪市内に発令されている場合は、お子様の安全の為保育園は臨時休園いたします。(ラジオ・テレビ等の報道に注意して下さい)

ただし、AM10:00までに解除された場合は、園に連絡を入れてご相談下さい。
(給食はできません)

★保育時間中に暴風警報が発令された場合は、早急にお迎えをお願いします。

★登降園は保護者の方の責任で十分注意していただくようお願いいたします。

(地震)

★交通機関・建物・余震等の被害状況により、臨時休園することがあります。

★保育時間中に地震が発生した場合、状況により保護者の方に早急にお迎えをお願いします。

◎緊急メール連絡網を導入しています。

各自登録手続きをお願いします。(詳細は、後日別紙をお渡しします。)

利用者に対しての保険について

当園では、以下の保険に加入しています。



賠償責任保険（AIU 損害保険）
日本スポーツ振興センター
全国私立保育園連盟（東京海上日動火災保険）

※別途、任意で個人加入できる園児総合保障制度の保険もあります。

第三者評価受審、自己状況評価の実施状況

項目	受審、実施状況	実施結果
第三者評価受審状況	令和6年11月～ 令和7年2月	令和7年3月 ワムネットに公表
自己評価の実施状況	毎年度実施	毎月1回のシート 年度末文章

園児の利用状況（令和8年4月現在）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
0才児	6人	6人	6人
1才児	15人	15人	15人
2才児	18人	18人	17人
3才児	19人	19人	18人
4才児	16人	16人	19人
5才児	19人	16人	16人

当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内及び周辺はすべて禁煙です。
宗教活動・政治活動・営利活動	利用者の思想信条、信仰は自由ですが、他の利用者に対する働きかけは園内でご遠慮下さい。

子ども・子育て支援法第39条第3項、第5項により公表・公示された旨

なし

利用の開始に関する事項

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入園決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書（入園のしおり）等に同意された後に保育の提供を開始します。

利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- (1) 園児が小学校に就学した時
- (2) 園児の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなった時
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じた時

保育を提供する日

月曜日から土曜日まで保育があります。日曜日、祝祭日は休園です。

また、年末年始（12月30日から1月4日）及び夏期（2日間・お盆時）に家庭保育協力日があります。

※行事、職員会議、研修会、地域の実情等がありますので説明会等でお知らせします。



保育時間について

- ・ 平常保育時間 8:30～16:30
- ・ 保育短時間認定の方は、最大 8:30～16:30 での保育時間です。
- ・ 保育標準時間認定の方は、最大 7:00～18:00 での保育時間です。
- ・ 延長保育は 18:00～19:00 です。（費用については別紙を参照して下さい）
 - ☆仕事がお休みの時は、長時間延長保育の対象になりませんので、必ず16時30分までにお迎えにきて下さい。産前、産後休暇中についても同様です。

登降園について

- ・ 園児の登園、降園は必ず保護者が行き、部屋まで入って職員に声をかけて下さい。
- ・ 送迎をする人が変わる場合は必ず事前に連絡をお願いします。
- ・ 登園は、必ず朝9時までにして下さい。お休みの連絡も9時までをお願いします。
- ・ 登降園時にオモチャやお菓子は持たせないでください。
- ・ ご家族でも、小・中学生のお迎えは、安全上お断りしています。
- ・ 感染症対策として、ご家庭で検温し、登園時健康チェック表に記入をお願いします

土曜日の保育について

- ・土曜日をご両親共にお仕事の場合のみ、保育をしています。保育を希望される方は利用する月の前月 20 日までに別途勤務証明の提出をお願いいたします。
- ・保護者の方の負担を考慮し、土曜日に行事を多く取り入れています。行事や職員会議他で、保育時間の短縮のご協力をお願いすることがあります。(年度初めに、別途お知らせします。)



給食について

- ・自園調理で毎日給食とおやつがあります。(内容や時間については年令で説明があります。)
- ・給食室前に毎日実物展示があります。
- ・献立表は毎月別途お渡しします。(給食だよりも配布しています)
- ・0才児クラスの慣らし保育では、お家で食べている離乳食を持ってきていただき、その後、お子様一人ひとりに合わせた離乳食を作っていきます。
- ・アレルギー対応は、指示書により除去食及び代替食で対応します。詳しい資料が別途ありますので各自申し出て下さい。個別にお話しを伺うこともあります。
- ・食材は出来るだけ国産(安全な)の物を使うようにしていますが、体質に合わない食材があれば、ご相談ください。

午睡の用意について

- ・子ども達ひとりひとりが自分のお布団で安心して入眠できるように、お昼寝用の布団を用意して下さい。詳しくは、実物で説明させていただきます。(すべる布地は、シーツの中で丸まったりして、SIDSを誘発する恐れがあり危険です。)
- ・布団、シーツに名前を記入して下さい。シーツは毎週、金曜日持って帰り洗濯して下さい。(布団の持ち帰り日が月1回あります)
- ・シーツは袋状になっているものを用意して下さい。(おねしょマットは不要です)



利用料金について

- ・指定認定を受けた市町村に対し、市が定める保育料をお支払い頂きます。(0~2才児)
- ・保育料以外に保育に提供に要する実費に係る利用者負担金があります。(上記について詳しく別紙でお知らせします)

園児の服装について



- ・入園、進級当初は、パンツ、シャツの着替えを多めに入れて下さい。
- ・吊りズボン、カバーオール等は園では使用しません。上下分かれた着やすい衣服を用意して下さい。
- ・フードや紐の付いた服、ファスナー付きズボン等は危険なので着用しないで下さい。
- ・園では、女児はスカートを着用しないで下さい。
- ・髪につける物は、ゴム、布製等シンプルで安全な物にして下さい。(ヘアピン等はやめてください)
- ・リュックにキーホルダーやシールを付けしないで下さい。(子ども同士のトラブルの元になります) ※目印となる小さいもの1つはOKとします。
- ・カラー帽子に目印としてアップリケ等付ける場合は、2cm以内でお願いします。体操服には何もつけないで下さい。
- ・3才児以上の園児は、自分で保育園のリュックを背負い、カラー帽子をかぶって登降園して下さい。
- ・靴は、子どもさんの足のサイズに合ったものにして下さい。

その他の諸注意



- ・早寝早起きを心がけ、朝食は必ず食べ、排便を済ませてから登園しましょう。
- ・入園当初は泣いてしまうお子さまの様子を見て保護者の方も不安でしょうが、安心して職員におまかせ下さい。
- ・出席ノートやおたより帳にシールは貼らないで下さい。
- ・園内では携帯電話、スマホ等電子機器は使用禁止です。(通話、メールはしないで下さい。)
- ・出来るだけ歩いて登園しましょう。
- ・保育園付近の道路は狭く、自転車での走行は原則禁止です。登降園の際は、自転車を押して通行して下さるようお願いいたします。
- ・自動車での送迎は、禁止です。近隣の通行の妨げになります。短時間でも園の付近に駐車しないで下さい。(ご自身で、駐車場を確保して下さい。)
- ・防犯上、玄関は電子錠になっています。入られる時はインターホンを押し、氏名を名乗られてから開錠を待って下さい。子どもが出ていくと危ないので施錠はしっかりとして下さい。
- ・門の出入りは、必ず保護者同伴でお願いします。
- ・送迎の際に、保育園周辺で長居しないようにしましょう。ご近所から苦情がでますので立ち話をしたり、子どもを遊ばせたりしないようにしましょう。



以下の物を、入園・進級時にご寄付のご協力よろしくお願ひしま

- 園児 ★ゴミ袋 (45リットル) 1袋 全
- 園児 ★ビニール袋 (23mm×34mmぐらいのもの) 1袋 全園児
- ★雑巾 3枚 全園児
- 園児 ★泡ハンドソープ (詰め替え用) 1個 全
- 2才児 ★ティッシュペーパー 5箱1セット 0、1、
- 5才児 ★トイレ用 シングルトイレトペーパー 12ロール 3、4、

◎毎日持ってくる物

持ち物	0才	1才	2才	3才	4才	5才
リュックサック	/	/	/	○	○	○
おたよりファイル	○	○	○	○	○	○
出席カード	/	/	/	○	○	○
連絡帳	○	○	○	/	/	/
コップ (袋にいれて)	/	○	○	○	○	○
手拭きタオル	/	○	○	○	○	○
食食用エプロン※ハンドタオルにゴムを入れて下さい	2枚	2枚	/	/	/	/
おしぼり用ハンドタオル	3枚	3枚	1枚	/	/	/
カラー帽子	○	○	○	○	○	○

◎一日に必要な着替えの目安

必要な衣類	0才	1才	2才	3才	4才	5才
(布) オムツ、紙オムツ他 ※1	(布) 1か月ごとの レンタルリース利用	(紙オムツ) 適宜	(紙オムツ) 適宜	/	/	/
オムツカバー	(布) 1か月ごとの レンタルリース利用	/	/	/	/	/
パンツ・ズボン	5枚	5枚	3枚	2枚	2枚	1枚
シャツ (肌着) ※2	3枚	3枚	2枚	2枚	2枚	1枚
上衣 (Tシャツ・トレーナー他)	3枚	3枚	2枚	2枚	2枚	1枚
パジャマ ※3	1組	1組	1組	1組	1組	/
			前開きのもの			/

- ※1 0才児は、園で過ごす際主に布おむつを使用します。濡れたら気持ち悪いという感覚を失わない為に、こまめに取り替え、保育者との対話、情緒の安定を大切にしています。趣旨をご理解頂き、レンタルリースのご利用をお願いいたします。
- ※2 肌着は綿素材のものが望ましいです。
- ※3 パジャマはフリース・キルティング素材のものは避けて下さい。





2026年度(令和8年) 保育料・諸費その他についてのお知らせ



1. 保育料について(0才児～2才児)

保育料は手続き完了後、指定の金融機関の口座より自動引き落としされます。

2. 寄付金について

入園時のみ、園児一人につき一口二千元以上のご寄付をお願いしています

3. 諸費について

主食費 (3～5才児)	1ヶ月 2000円 (登園がない月の請求はありません)
副食費 (3～5才児)	1ヵ月 4800円 (登園5日以内は半額の請求となります)
連絡帳 (0, 1, 2才児)	(1冊) 0才児 200円 1, 2才児 150円 ・年間2回に分けて使用した冊数の代金を請求(9月, 3月)
絵本代	各年令毎月1冊分の代金 (400円前後 絵本により異なります)
アルバム製作代	毎月300円 (子どものアルバムを作ります)
教材費	毎月300円 (日々の保育教材費用として使わせていただきます)
保護者会費	毎月200円 (諸費で預かり、保護者会会計へ)

・諸費の請求は月末に締めて、翌月5日位に請求させていただきます。領収書はできるだけ当日お渡ししますが、都合で翌日になる場合もあります。

・園外保育などの交通費(バス・電車代)は、翌月実費で請求させていただきます。

(前年度は4.5才児いもほり遠足のバス代を500円、5才児はお別れ遠足のバス代2000円+入館料680円を徴収しました。※保護者会から一部負担して頂いています)

・3才児に体操服(2570円)、4才児にスモック(3900円)の購入をお願いします。

・5才児は、1泊保育積立金の徴収及び卒園記念品の積立金のご協力をお願いします。

(前年度は、1泊保育積立金を毎月950円×6回で徴収しました。卒園記念品の積立金は毎月400円を各6回でご協力をお願いしました。今年度は内容により金額は現在未定ですが、決定次第お知らせします)

・レンタルおしめを利用される方は諸費で毎月請求します

0才児クラス(おしめ+おしめカバー 1ヵ月4950円)

・入園・進級時に個々の保育用品の購入をお願いいたします。(別紙参照)



4. 保育時間について

保育短時間認定の方の保育時間は最大で8:30～16:30の8時間、保育標準時間認定の方の保育時間は最大で7:00～18:00の11時間となります。各自の認定時間は支給認定書でご確認下さい。

・勤務時間プラス通勤時間が各ご家庭の保育園利用時間となります。

保育を必要とする状況を個別に確認しますので、別途、保育必要時間申請書と勤務証明書の提出をお願いします。その上で園から個別に保育時間確認書をお渡しします。(標準認定の方でも、園からの確認書の時間を超えて利用する事は出来ません。)

※保育時間の変更を希望する場合、(例えば短時間認定の方が勤務時間の都合等で17:00までの標準時間保育に変えたいなど)区役所での認定変更が必要です。また標準時間認定の方でも、(例えば17:30が18:00になる場合などは)、園での保育時間確認の変更を申し出て下さい。

・保育短時間認定の方が、もし16:30に遅れた場合は、30分毎に300円をいただきます。どうしても遅れることがある場合は、事前にご連絡下さい。

・保育標準時間認定の方が、もし18:00に遅れた場合は、30分毎に500円頂きます。上記と同じくその際は事前にご連絡下さい。

5. 延長保育について

保育標準時間認定の方で、18時以降19時までの保育を希望される方は、確認書類の他、延長保育事業利用申請書の提出が必要です。

延長保育利用料は1ヵ月2900円、諸費にて請求させていただきます。

6. 土曜日保育について

土曜日保育を希望される方は、上記以外に別途土曜日の勤務証明の提出をお願いいたします。(同居されている方全員分)

用紙が必要な方は、担任または事務所に申し出て下さい。

保育希望日の前月20日までに提出をお願いいたします。

